

（令和7年4月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問）

【背景等】

- 現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年4月に施行されてから、7年が経過。
- **こども基本法**において、こども施策の基本理念を規定。また、令和5年12月には「**こども大綱**」や「**はじめの100か月の育ちビジョン**」が閣議決定。**乳幼児期は、こどもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、こどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要であることが示されている。**
- 昨年12月に公表された「**保育政策の新たな方向性**」では、待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」から、「**質の向上**」へと**大きく方向性を転換**することが示された。
- 保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のあるこどもや外国につながるこどもなど、**多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援**、こどもが多様な人々と関わりながら育つための**地域との関わりや地域資源の活用**、感染症や自然災害への対応といったこどもの**健康と安全の確保**などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、**子育て支援の充実**も期待。
- こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、**文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮することが定められた。**幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、**教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要。**

【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

- **こども基本法等の趣旨**を踏まえつつ、こどもが**主体的に遊び育つことを保障**する保育の在り方をどのように考えるか。
- **乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障**するため、**0歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）**した保育の在り方をどのように考えるか。
- **心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障**するための保育の在り方をどのように考えるか。
- **多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための**、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
- **質の高い保育を支える職員の資質の向上等**の在り方をどのように考えるか。
- **設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通の方策**についてどのように考えるか。

※ これらに関連する事項を含め、**保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討いただきたい。**